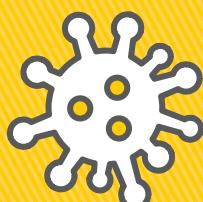


横浜市内中小企業のみなさまへ

もしもの時の 備えは十分ですか？

予期せぬ災害や感染症など… 何を準備すればよいのでしょうか？





横浜市経済局からのお知らせ

災害や感染症によるリスクを想定していますか？

大型台風や地震などの自然災害や感染症はいつ、どこで発生するかわかりません。事業に影響を及ぼすリスクについて、考えてみましょう。

リスク① 人命の危機

- 社内の避難経路が確保できておらず、従業員が負傷した。
- 従業員の集団感染が発生した。

リスク② 設備等の損壊

- 浸水や落下による設備の損壊や、停電等により事業を停止しなければならなくなつた。

リスク③ 資金繰り

- 設備の修理など事業再開に必要な資金を調達できない。
- 感染症流行による休業で損害が発生した。

リスク④ 情報の紛失

- システムが故障し、顧客名簿や帳簿などの重要なデータが消えてしまった。

令和元年度台風15、19号による横浜市内の被害

横浜市内では特に金沢区の臨海部の被害が大きく、台風接近による高潮や強風、4mを超える高波が発生し、護岸の破損や、400を超える事業者に車両や機械設備の水没、破損等の被害が生じました。



施設を囲むフェンスが倒れている様子

事前対策や初動対応を計画しましょう！

災害・感染症によるリスクを軽減し、事業を継続していくために、災害などに備えた事前対策や初動対応を計画しておくことが必要です。

横浜市では、「事業継続力強化計画」等の策定支援を行っています。

※「事業継続力強化計画」については、次項の「事業継続力強化計画」策定のメリットをご参照ください。

「事業継続力強化計画」策定セミナーの開催

実際に計画書を作成する演習を中心としたセミナーを随時開催しています。

開催日等の詳細は決定次第、横浜市ホームページにてお知らせします。

横浜市 事業継続力強化計画

検索



(公財)横浜企業経営支援財団による策定フォロー

「事業継続力強化計画」・「BCP」の策定や経営全般に関するご相談に対応しています。

IDECK横浜 ワンストップ経営相談窓口

検索





「事業継続力強化計画」策定のメリット

Q 「事業継続力強化計画」とは

A 「事業継続力強化計画」は、中小企業が自社の災害リスク等を認識し、将来的に行う災害対策などの必要な項目を記載したものです。

令和元年7月施行の「中小企業強靭化法」により、経済産業大臣がこの計画を認定する制度が創設されました。

▶計画策定による事業継続力の強化

「事業継続力強化計画」では、主に①～⑤の項目を計画に盛り込みます。この計画に取り組むことが事業継続力の強化につながります。

1 事業継続力強化の目的

何を目的として事業継続力の強化を図るのかを確認します。
地域経済の中で、自社が担っている役割や事業が継続できない場合に与える影響を考えます。

3 初動対応の検討

災害等が発生した直後の初動対応を検討します。
①人命の安全確保
②非常時の緊急時体制の構築
③被害状況の把握・被害情報の共有

5 平時の推進体制

事業継続力の強化においては、平時の取組が大切です。以下の点に留意し、平時の取組を検討します。
● 経営層の指揮の下、事業継続力強化計画の内容を実行すること(平時の推進体制に経営陣が関与すること)
● 年に一回以上の訓練を実施し、取組内容の見直しを定期的に実施すること

2 災害等のリスクの確認

ハザードマップなどを使用して、事業所・工場などが立地している地域の災害等のリスクを確認し、被害想定を基にヒト、モノ、カネ、情報の4つの切り口から自社が受ける影響を考えます。

4 ヒト、モノ、カネ、情報への対応

②で検討したヒト、モノ、カネ、情報への影響を踏まえ、適切な対策を計画します。
(設備の耐震化、保険の加入など)

▶支援策(優遇制度)

経済産業省により「事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業は右の支援策(優遇制度)を活用いたします。

- 日本政策金融公庫による低利融資
 - 中小企業信用保険法の特例(信用保証枠の追加)
 - 防災・減災設備への税制優遇
 - ものづくり補助金等の優遇措置
- など

「事業継続力強化計画」認定制度の詳細については、中小企業庁のホームページをご確認ください。

中小企業庁 事業継続力強化計画

検索



横浜市と損害保険ジャパン株式会社は、地域の安全・安心・災害対策等の分野における市民サービスの向上や地域の活性化を目的とした「地域活性化に関する包括連携協定」を締結しています。(平成29年10月)



© JAPAN-DA

被災時の事業継続には損害保険の活用が有効です!

自然災害発生には、建物や設備什器などの財物に損壊のみならず、売上の落ち込みから資金繰りに大きな影響を与えると言われています。損害保険などを活用して、事前に緊急時における財務上の手当を準備することが推奨されています。

ビジネスマスター・プラス(事業活動総合保険)

事業継続対策に
おすすめ

財物の損壊から休業損失の補償など事業活動に伴うさまざまリスクを包括的に補償するため、保険の手配もれや重複が防げます。オプションにより、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害も補償できます。

休業リスクへの備えは万全ですか?

事故例

大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備が壊れたため営業が休止。



さまざまなリスクを包括補償 組み合わせをカスタマイズ



設備・什器等や商品・製品等の補償
物損害ユニット



賠償責任の補償
賠償ユニット



休業に関する補償
休業ユニット



労働災害の補償
傷害ユニット



工事に関する補償
工事物ユニット

企業総合
補償保険では

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症、
食中毒による休業を補償する特約をご用意!!



休業損失に対する保険金のお支払い

以下のいずれかの事故により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、
1事故あたり14日間まで、かつ、500万円^(注1)を限度に保険金をお支払いします。^(注2)

- 営業施設が下表の感染症の原因となる病原体に汚染されたこと
- 上記の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による営業施設の消毒、隔離その他の処置の指示、命令等

保険金のお支払い対象となる感染症

エボラ出血熱、クリア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型のみ)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

(注1)食中毒・特定感染症利益補償特約(費用・利益補償条項)の場合は、支払限度額は500万円または主契約の利益補償の支払限度額のいずれか低い額となります。

(注2)食中毒・感染症補償特約(休業損失補償条項)の場合は、休業2日目以降が補償の対象となります。

※このチラシは「事業活動総合保険」「企業総合補償保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
また、ご契約の際は必ず重要事項等説明書をご確認ください。

※このチラシは横浜市経済局が取り組む事業継続力強化計画策定支援の一環として、損害保険ジャパン株式会社のチラシ面をお借りして、広報させていただいております。
横浜市が特定の商品等を推奨するものではありません。

〈引受保険会社〉担当営業店
損害保険ジャパン株式会社

〈問い合わせ先〉取扱代理店

〈募集文書作成担当店〉損害保険ジャパン株式会社 横浜支店

〒231-0007 神奈川県横浜市中区弁天通5-70 損保ジャパン横浜馬車道ビル8階
電話:045-661-2707 公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>